

パリ協定の採択・署名

● COP21で「パリ協定」(Paris Agreement) 採択

- ✓ 「京都議定書」に代わる、2020年以降の温室効果ガス排出削減等のための新たな国際枠組み
- ✓ 世界共通の長期目標として平均気温の上昇を2℃より十分下方に抑えること(2℃目標)の設定。更に1.5℃までに抑えるよう努力することへの言及
- ✓ 主要排出国を含む全ての国が削減目標を作成、提出、維持し、その目的を達成するため国内措置を遂行することを規定。また、削減目標を5年ごとに提出・更新 など



- 我が国の中期目標として、国内の排出削減・吸収量の確保により、2030年度において、2013年度比26.0%減(2005年度比25.4%減)の水準にする。
- 2020年度の温室効果ガス削減目標については、2005年度比3.8%減以上の水準にする。

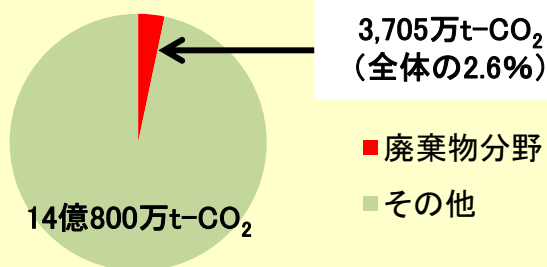
廃棄物分野においても更なる低炭素化が求められている

1

廃棄物分野における温室効果ガス排出量

現状

日本の温室効果ガス総排出量における
廃棄物分野の割合(2013年度)



日本の温室効果ガス総排出量における
廃棄物分野の割合: 2.6%

廃棄物分野の温室効果ガス排出量:
11.8%減(2005年度比)

低炭素社会・循環型社会の統合的な実現に向けて、廃棄物(特に化石燃料由来)の発生抑制、再使用、再生利用をさらに進めつつ、その上でエネルギー回収を進めていく必要がある。

排出側

- ・ごみ有料化等を通じた発生抑制
- ・分別排出の徹底 等

処理側

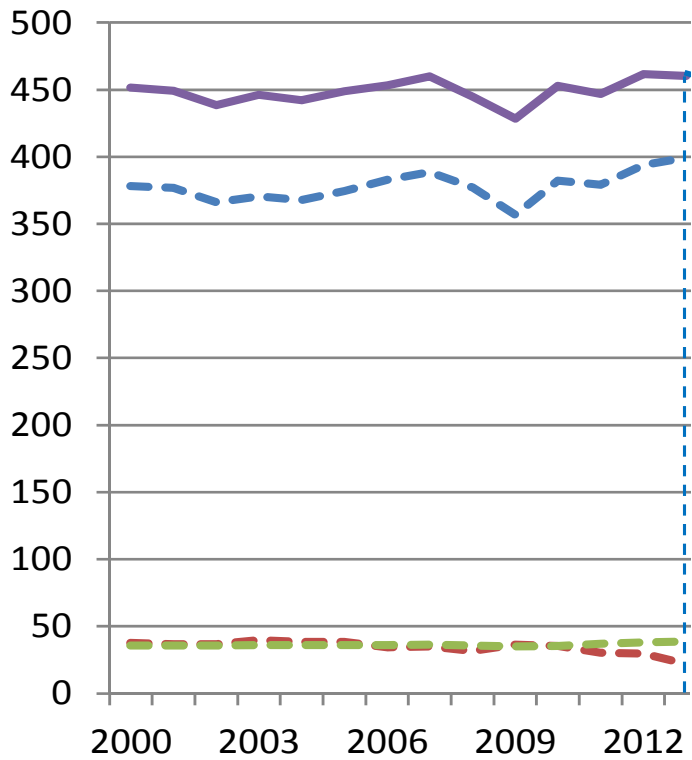
- ・3Rの一層の推進
- ・生分解性廃棄物の直接埋立量の削減
- ・廃棄物発電の推進 等

再生可能エネルギー導入の促進

- ・バイオマス発電の利用
- ・バイオマス熱利用
- ・その他(太陽熱利用、廃棄物熱利用等)

2

産業廃棄物処理からの温室効果ガスの排出状況



産業廃棄物の処理に伴い排出される温室効果ガスは近年横ばいであり、**省エネ・再エネを総合的に推進することが必要。**



3

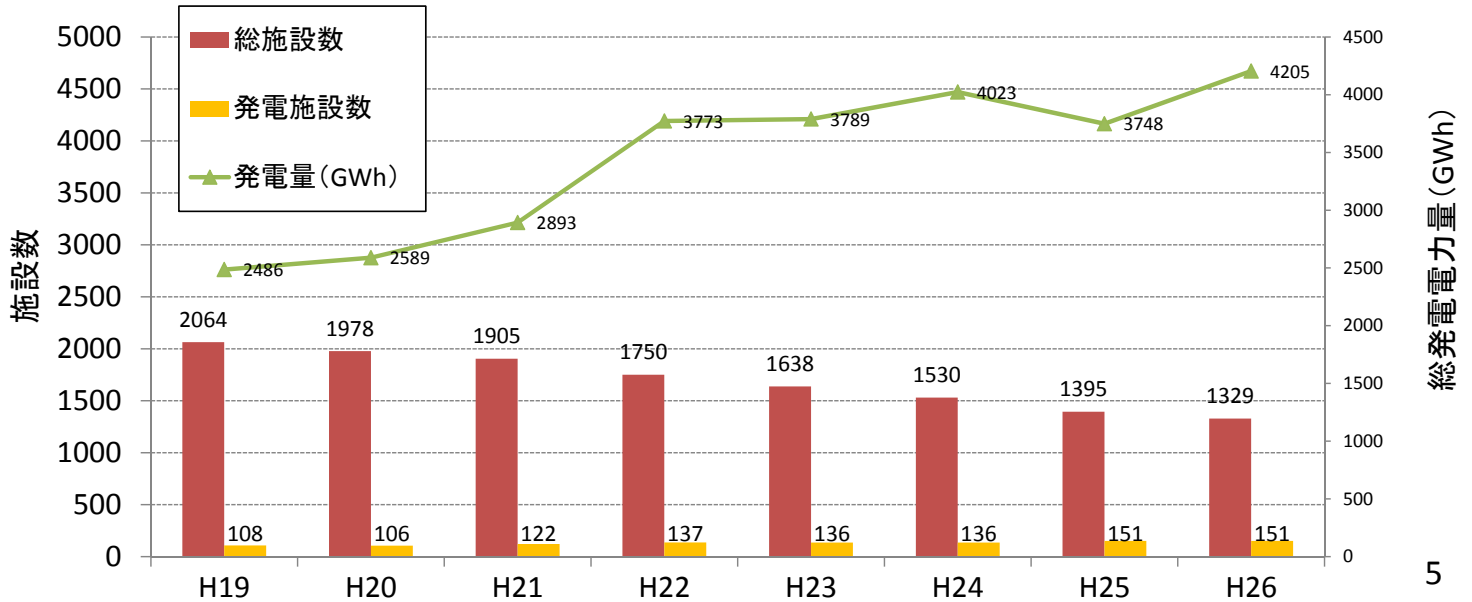
地球温暖化対策計画(H28.5.13 閣議決定)に位置づけられている産業廃棄物関連の地球温暖化対策

- (CO₂対策)
 - 廃棄物発電
 - 燃料製造(RPF)等
 - 低燃費型の廃棄物収集運搬車両・処理施設の導入等
- (メタン対策)
 - 最終処分量の削減
 - 最終処分場における準好気性埋立構造の採用

4

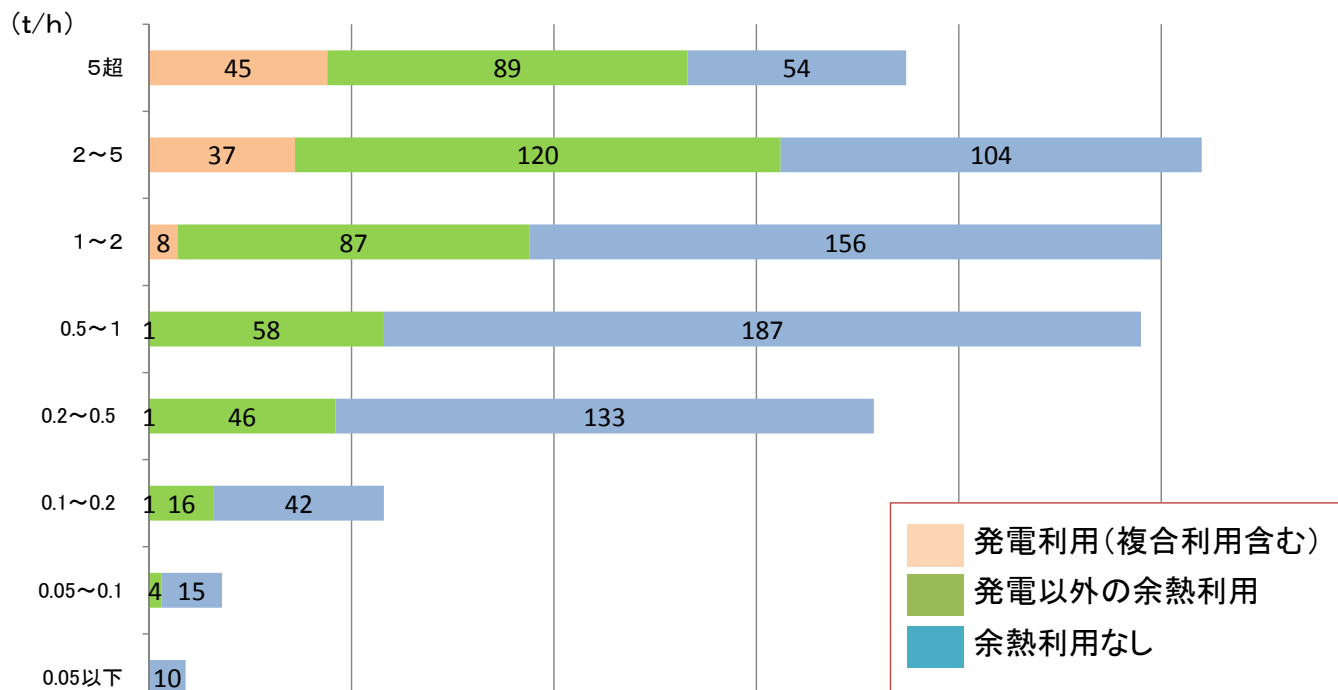
廃棄物処理における熱回収

- 廃棄物の3R（発生抑制、再使用、再生利用）を優先的に進め、それでもなお残る廃棄物については、熱回収を推進。
- 災害時も含めて安定供給が可能な地域分散型エネルギーシステムとして、重要性が再認識。
- バイオマス由来（食品廃棄物や紙）だけでなく、非バイオマス由来（プラスチック等）からも多く回収でき、地域のエネルギー戦略に貢献するポテンシャルを持っている。



廃棄物処理における熱回収

- 総施設数が減少する中、発電施設数、総発電電力量とも増加傾向。発電・余熱利用を進めるポテンシャルは大きい。



平成26年度の稼働中の焼却施設の処理能力別余熱利用状況

熱回収施設設置者認定制度(平成23年～)

概要

廃棄物処理施設であって、熱回収(廃棄物発電・余熱利用)の機能を有する施設を設置している者は、一定の基準に適合していることについて、都道府県知事等の認定を受けることができる。

認定を受けるための要件(一部抜粋)

- 年間10%以上の熱回収率ができること。
- 熱回収施設に投入される廃棄物と燃料の総熱量の30%を超える外部燃料を投入しないこと。
- 設備の維持管理を適切に行うことができること。
- 熱量・発電する電気の量を把握する装置が設けられていること。

認定を受けるメリット

- 廃棄物を保管できる日数が21日まで認められる。
- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条の2の2または同法15条の2の2に規定する定期検査の義務を免除。
- 公的な評価により、意識の高い排出事業者による処理委託が推進されることが期待される。

産業廃棄物処理における地球温暖化対策の推進

○ 低炭素型廃棄物処理支援事業 <平成28年度 1,700百万円>

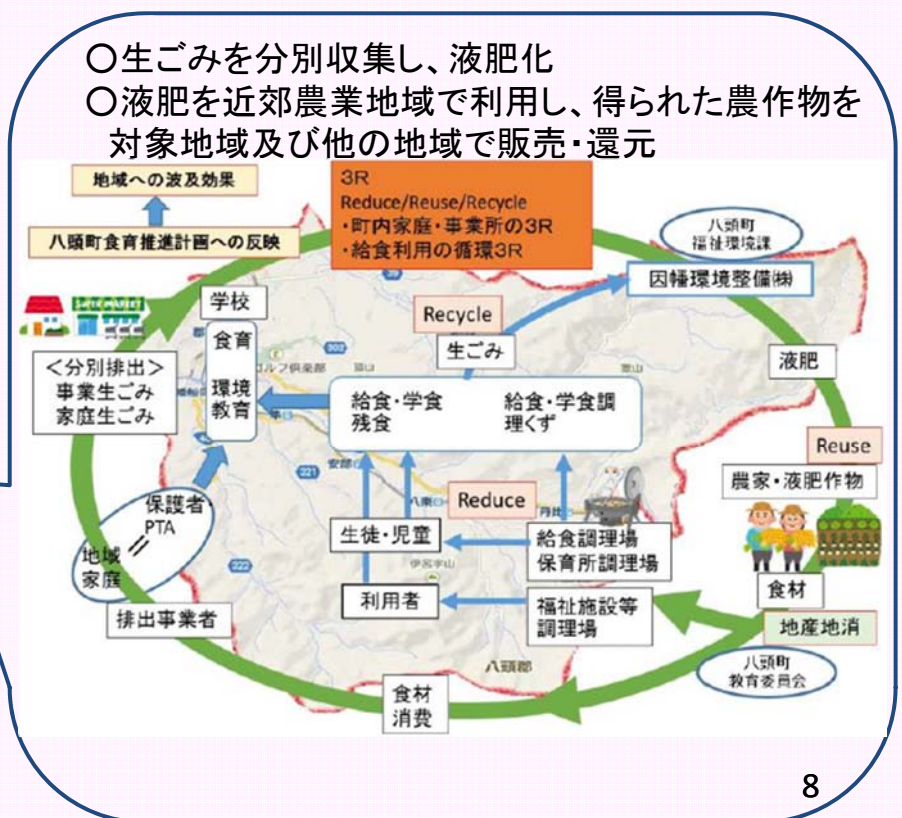
(1) 廃棄物処理業低炭素化促進事業

- ・事業計画策定支援
- ・廃棄物処理に伴う廃熱を有効利用する施設の設置
- ・廃棄物由来燃料製造施設(油化・メタン化・RPF化等)等
- ・廃棄物処理施設の省エネ化
- ・廃棄物収集運搬車の低燃費化

(2) 地域循環圏・エコタウン低炭素化促進事業

地域の資源循環の高度化及び低炭素化に資する自治体のFS調査、民間団体の事業計画策定を支援する。

- 生ごみを分別収集し、液肥化
- 液肥を近郊農業地域で利用し、得られた農作物を対象地域及び他の地域で販売・還元



産業廃棄物処理における地球温暖化対策の推進

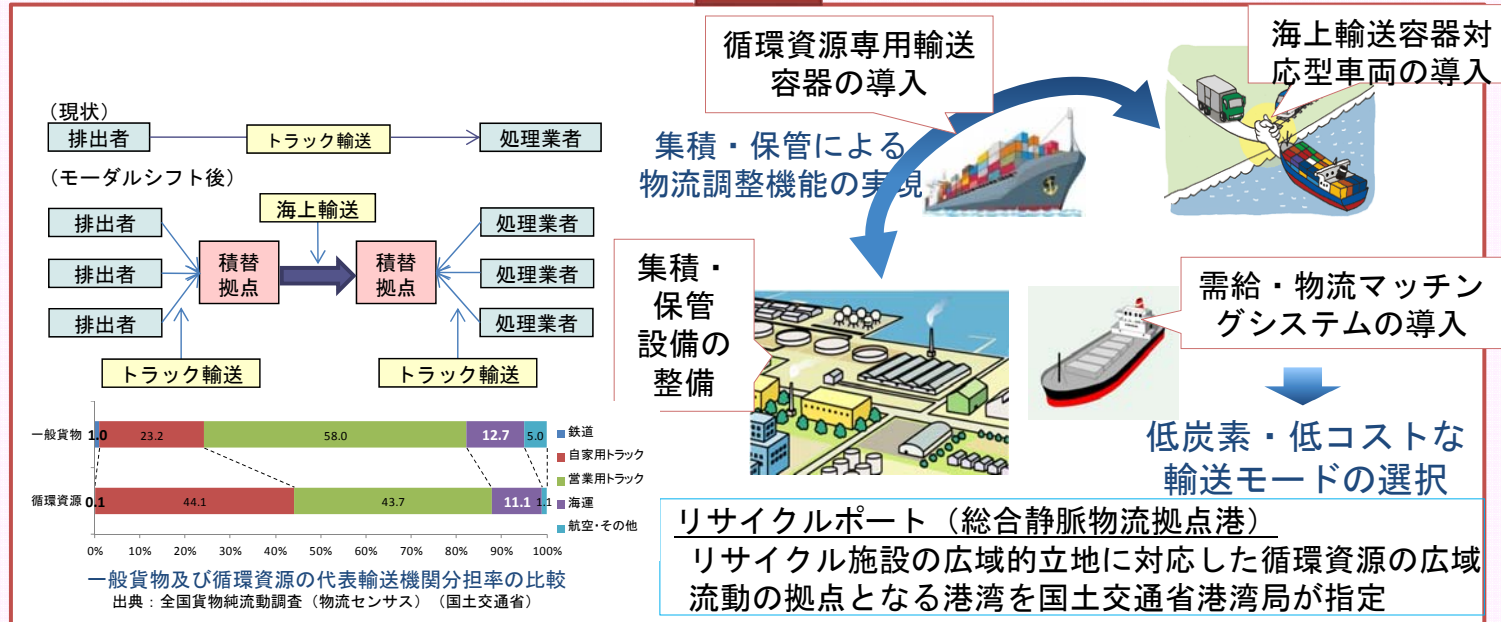
○ モーダルシフト・輸送効率化による低炭素型静脈物流促進事業

(国土交通省連携事業)

<平成28年度 350百万円>

海上輸送による低炭素型静脈物流システムの構築に必要な経費及び循環資源等取扱設備の導入経費について補助を行う。

イメージ



9

産業廃棄物処理における地球温暖化対策の推進

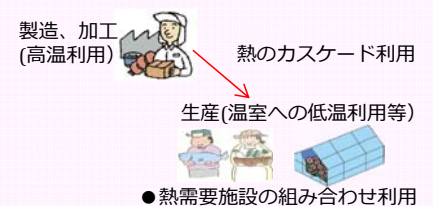
○ 廃棄物焼却施設の余熱等を利用した地域低炭素化モデル事業

<平成28年度 200百万円>

● 廃棄物焼却施設から、余熱や発電した電気を地域の需要施設に供給するための付帯設備（熱導管、電力自営線、熱交換器、受電設備等）及び需要施設（余熱等を廃棄物処理業者自らが利用する場合に限る。）への補助を行う。

● 特に大規模熱需要施設への余熱供給や複数の需要施設を組み合わせること等による余熱の有効活用を行い、地域の低炭素化を図るとともに、廃棄物焼却施設の多面的意義（地域防災能力向上等）の確立を図る。

事業イメージ



10